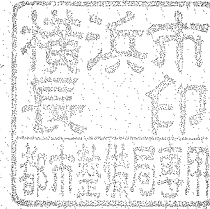


開 示 決 定 通 知 書

都交第1209号
平成31年3月19日

NPO法人田村明記念・まちづくり研究会
副理事長 田口敏夫様

横浜市長 林 文子



平成31年2月28日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	昭和63年度 都企第663号 横浜市都市交通基盤整備基金条例の制定について	
2 開示の日時及び場所	日 時	平成31年3月19日 午後 2時00分
	場 所	市民情報センター
3 開示の実施方法	写しの交付	
4 担 当 課	都市整備局都市交通課	電話 045 (671) 3576
5 備 考		

- (注意) 1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

決裁
区分

市長 助役 局長 部長

整理番号

第 146 号議案

平成 元年 1 月 23 日起案 平成 年 月 日 提出 文書 第 663 号
 平成 元年 2 月 7 日決裁 平成 年 月 日 可決・否決
特記事項
修正可決

文書分類 63 - 都企 - - / 種 (永年) - 12 廃棄年度
(完結年度) (類別) (共通コード) (種別) (保存年数) (追番号) 昭和 年度

件名 横浜市都市交通基盤整備基金条例の制定について
 (伺)

このことについて、標記条例を制定するため、次のとおり条例案を
 議会に提出
 してよろしいか。

市長	助 役	総務局行政部文書課 経由第 号	
官原 助役	齋田 助役 佐藤 助役	主 管 課	文書主任
	  	都市計画局計画部企画課	
主管局長 1/24 都市計画局長	部長 1/24 企画担当部長	課長 1/24 総合交通対策担当課長	係長 1/24 総合交通対策担当係長
	計画部長 総務部長	企画課長 総務課長	庶務係長 TEL 7024
合議 総務局長	行政部	総務課長 文書課長	庶務係長 法規係長
	財政部長	財政課長 財政担当課長	調査係長 予算第一係長 予算第三係長
企画財務局長			
合議 道路局長	総務部長	総務課長 企画課長	庶務係長 経理係長 担当係長
	建設部長	鉄道高架担当課長	
交通局局長	総務部長	庶務課長 経理課長	庶務係長 経理係長 管理係長
	高速鉄道建設部長	計画課長 調査担当課長	調査担当係長
			

1. 条例制定の趣旨

大都市として脆弱な鉄道交通基盤の整備の緊急性を踏まえ、鉄軌道の建設整備及び鉄軌道と道路の立体化に伴い著しく利益を受ける開発者等からの負担金並びに公共負担の財源を確保することにより、交通基盤の整備促進を図るため、都市交通基盤整備基金を設立する。

2 基金の目的

横浜市の健全な発展に必要である交通基盤整備のため、その整備により著しい利益を受ける開発者等からの負担金及び一般財源の積立てと、その効率的活用により、次の建設整備を促進する。

(1) 開発者等からの負担金及び一般財源の積立てにより

横浜市の都市計画に必要である鉄軌道の建設整備を促進する。

(2) 開発者等からの負担金の積立てにより、市営地下鉄の

建設整備を促進する。

(3) 開発者等からの負担金及び一般財源の積立てにより、

交通渋滞の原因となっている踏切の解消を図るため、主に

市単独事業をもって、鉄軌道と道路の立体交差化を促進する。

3. 基金の役割

(1) 交通基盤整備により著しい利益を受ける開発者等からの負担金の受皿としての機能をもたせ、

受益還元による事業の促進を図る。

(2) 負担金や一般財源の積立てなど財源の確保と

その効率的運用により、事業の効率的推進をはかる。

4. 条例の概要

都市交通基盤整備基金の適用対象事業は、鉄軌道の建設整備事業及び鉄軌道と道路の立体交差化事業等横浜市において必要な交通基盤の建設整備事業である。

これらの事業は、多額の資金と長い期間を要するため、

事業早期化を推進するため、当該基金を効率的に機能

させることが重要である。こうした観点から、この基金については

資金の積み立てと運用の二面性をもち、次の条項を設けることとした。

(1) 基金への積立て …… 第2条

(2) 積み立てた現金の管理 …… 第3条

(3) 基金の運用 …… 第4条

(4) 基金の処分 …… 第6条

5. 条例の施行期日

平成元年4月1日

(参考)

1. 都市交通基盤整備基金の概要

2. 条例案の逐条解説

市第 号議案

横浜市都市交通基盤整備基金

条例の制定

横浜市都市交通基盤整備基金条例を次のように定める。

平成元年 月 日提出

横浜市長 細郷道一

横浜市条例(番号)

横浜市都市交通基盤整備基金

条例

(目的及び設置)

第1条 横浜市の都市の骨格をなす鉄道及び軌道の建設, 鉄道及び軌道と道路の立体交差化等交通基盤の整備の促進に資するため, 横浜市都市交通基盤整

備基金（以下「基金」という。）を設
置する。

（積立て）

第2条 基金に積み立てる額は、歳入歳
出予算をもつて定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関
への預金その他最も確実かつ有利な方
法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、
最も確実かつ有利な有価証券に代える
ことができる。

（運用）

第4条 市長は、基金の設置の目的に応
じ、基金の~~確実かつ効率的な~~運用^{を行}に努

うことができる。

~~めなければならない。~~

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、
横浜市一般会計歳入歳出予算に計上し
て、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的を達成する
ため必要がある場合に限り、その全部
又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認
めるときは、基金に属する現金を確実
な繰戻しの方法、期間及び利率を定め
て、歳計現金に繰り替えて運用するこ
とができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市の都市の骨格をなす鉄道及び軌道の建設、鉄道及び軌道と道路の立体交差化等交通基盤の整備の促進に資するため、横浜市都市交通基盤整備基金条例を制定したいので提案する。

参考

地方自治法（抜粋）

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のため^{（本問）}財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを

処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第4項の書類とあわせて議会に提出しなければならない。

6 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支

出の手續，歳計現金の出納若しくは保
管，公有財産若しくは物品の管理若し
くは処分又は債権の管理の例による。

7 前5項に定めるもののほか，基金の
管理及び処分に関し必要な事項は，条
例でこれを定めなければならない。

都市交通基盤整備基金

の新設について

基金概要

1. 基金設置の趣旨

大都市として脆弱な鉄道交通施設整備の緊急性を踏まえ、鉄道の新設・改良・立体化により著しく利益を受ける開発者等からの負担金及び公共負担の財源を確保することにより、総合的に交通施設の整備促進を図るため、都市交通基盤整備基金を設立する。

2. 基金の目的

- (1) 総合交通施策の一環として、巨額の経費を要する鉄道交通施設の建設促進を図るため、資金の積立て・総合的調整により、資金の効率的活用を行う。
- (2) 開発者からの負担金及び一般財源積立てにより、鉄軌道の建設整備促進を図る。
- (3) 沿線開発者等からの負担金などの積立てにより、市営地下鉄の建設整備促進を図る。
- (4) 開発者等からの一部負担及び一般財源の積立てにより、交通渋滞の原因となっている踏切の解消と駅前交通施設の整備を図るため、主に市単独事業をもって鉄道立体交差化を促進する。

3. 基金の役割

- (1) 民営鉄道を含む総合交通施設の整備促進のため、資金面からの総合調整を行う。～ 都市計画局
- (2) 鉄道新線等により著しく利益を受ける者からの負担金徴収の受皿をつくとともに、一般財源を積立てることにより、早期事業化・早期負担の誘導を図る。～ 都市計画局
- (3) 沿線開発者・他都市からの負担金徴収の受皿をつくり、鉄道建設費及び付帯事業等に活用することにより、整備の促進と経営の安定を図る。～ 交通局

(4) 国庫補助事業の認証を得ることが難しく、短期間に膨大な経費を要する鉄道立体交差化事業を、基金積立てにより早期に完成させる。～ 道路局

(5) 鉄道立体交差化から利益を受ける市街地開発事業からの負担金を受け入れ、進捗にあわせ事業に充当していく。～ 道路局

4. 総合性をもつ基金の設置理由

- (1) 鉄道の建設、鉄道の立体交差化という違いはあるものの、広く交通施設整備という共通目的をもつ。
- (2) 各々、開発者等からの負担金の受皿を用意しておく必要がある。
- (3) 総合交通体系の整備には、関係局が相互連携し、調整を図る必要があり、多額の経費を要することから、資金面からも相互融通を図り、資金を効率的に活用する必要がある。

5. 基金の規模

(1) 積立ての予定額

一般財源	約500億円
開発者負担金等	約500億円
計	約1,000億円

(2) 平成元年度積立て額

一般財源	50億円
負担金等	12億円
計	62億円

6. 基金の性格

積立基金と運用基金の2面性を持つ。

都市交通基盤整備基金(仮称)について

1. 対象事業カ所

局名	対象事業	事業費・負担金等
都市計画局	みなとみらい21線 (4号線) 21プランによって今後位置づけられる鉄道及び軌道	約1,930億円(100億円)
交通局	1号線延伸 (4号線)	約1,510億円(50億円) 未定(住都公団用地9ha確保)
道路局	星川天王町地区 上大岡地区 川和踏切 鶴見南北道路 日吉元石川線 保土ヶ谷常盤台線 瀬谷駅地区	総額約1,140億円(50億円)

2. 先行的基金設置の理由

(1) 道路局鉄道立体交差化事業は、地元要望も強く、鉄道事業者も積極的であり、機が熟している。

(星川天王町地区では、野村不動産が負担を準備中)

(2) みなとみらい21線等の開発者との負担については、協議中であるが、年度内負担受け入れは困難な情勢にある。しかし、市が先行して基金に積み立てることにより、早期事業化、早期負担を急がせることができる。

(3) 市営高速鉄道については、調整区域内開発(下飯田地区)、藤沢市負担等の準備をしておく必要がある。

3. 所管局

(1) 総合交通施策を資金面から総合調整する基金として都市計画局が所管する。

(2) 必要に応じ、都市計画局、道路局、交通局、企画財政局の調整会議をもつ。

計画中の対象事業への具体的効果

(1) みなとみらい21線の建設

(課題)

事業の遂行には無償資金500億円が必要。

(基金の対応)

著しい利益を受ける開発者等からの負担金及び一般財源の積み立てにより、早期建設を促進。

(2) 市営地下鉄1号線の延伸

(課題)

事業の促進には、建設費と採算面から無償資金が必要。

(基金の対応)

沿線開発者等からの負担金の積み立てにより、建設の早期化が図れる。

(3) 屋川～天王町地区他の鉄道と道路の立体交差化

(課題)

建設には巨額の費用を要するため、その促進には財源の確保が必要。

(基金の対応)

一般財源の積み立てとその運用により財源を確保するとともに、開発者等からの負担金の受け皿とする。

都市整備基金との比較

区分	都市交通基盤整備基金	都市整備基金
目的	鉄軌道の建設整備並びに鉄軌道と道路の立体交差化等交通基盤の建設整備の促進	市街地開発事業の促進
内容	交通基盤建設整備の財源確保、本市の立体交差事業費に充当するほか、鉄軌道建設及びその関連事業費に補助金、出資金、利子補給金、貸付金として充当取崩しを行う	市債償還財源の確保、事業用地の取得、事業費充当取崩しを行う
相違点	運用益金、一般会計からの積立てのほか、開発者等著しい受益者の負担金の受皿とする。	保留地処分金、運用益金、一般会計からの積立を行う。